

対象設備

日本真空工業会では、本税制の対象となる設備の中で下記に記載の設備で使用される「真空装置」について証明書発行団体に指定されています。

機械装置

日本真空工業会が証明書を発行する対象設備リスト		
番号	細目	対象装置 例
1	食料品製造業用設備	真空吸引装置
		真空脱泡装置
		搾乳機
		真空蒸練機
		真空巻き締め
		真空フライ
		真空包装装置
		真空急速冷却装置
		冷凍解凍機
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	真空蒸留装置
		ブラボトルDLC成膜装置
8	化学工業用設備	吸着搬送設備
		真空濃縮装置
		精密蒸留装置
		凍結乾燥装置
		真空脱泡装置
		エポキシ注入装置
		真空充填装置
		真空乳化攪拌装置
		真空熱処理装置
10	プラスチック製品製造業用設備	フィルム表面処理装置・プラスチックレンズ蒸着装置・リフレクターランプ用成膜装置・プラスチック容器成膜装置
13	窯業又は土石製品製造業設備	真空熱処理（焼結・焼入・ホットプレス）装置/真空含浸装置
14	鉄鋼業用設備	真空溶解炉/真空脱ガス装置
15	非鉄金属製造業用設備	真空接合（拡散・電子ビーム・ロー付）装置・真空（脱脂・溶解）装置/特殊鋼材表面（改質・処理）装置
16	金属製品製造業用設備	真空接合（拡散・電子ビーム・ロー付）装置/化粧鋼板成膜装置
17	はん用機械器具（・・・）製造業設備	真空充填装置/真空吸着搬送装置
18	生産機械器具製造業設備	ボールベアリング・軸受等表面改質装置
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	真空焼鈍装置
		真空乳化攪拌装置
		光学薄膜形成装置
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	（一社）日本半導体製造装置協会 が取り扱わない 真空装置
21	電気機械器具製造業設備	ハンパ形成装置/接点表面処理装置
22	情報通信機械器具製造業用設備	
23	輸送用機械器具製造業用設備	真空焼入れ装置
		プラズマCVD装置
		リークテスト装置（器具・備品に該当しないもの）
		真空含浸装置
24	その他の製造業用設備	大型真空蒸着装置
		スパッタ装置
		プラズマCVD装置
25	農業用設備	搾乳機真空ポンプ
		糞尿真空乾燥機
31	電気業用設備	真空含浸装置
42	飲食料品卸売業用設備	真空吸引処理装置
44	飲食料品小売業用設備	真空包装装置
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区別によらないもの	その他の真空冶金装置

器具・備品

3 時計、試験機器及び測定機器	試験又は測定機器	Heリークディテクター、質量分析計等、真空計
6 容器及び金庫	金属製のもの	真空容器
7 理容又は美容機器		真空機器
8 医療機器	消毒殺菌用機器	真空機器
	手術機器	真空機器
	歯科診察用ユニット	真空機器

建屋附属設備

給排水又は衛生設備及びガス設備	真空機器	真空ポンプ等
-----------------	------	--------

工具

測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）	真空機器	真空計等
------------------------------	------	------